

平成30年6月8日
建築都市局

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

1 改正理由

「北九州市公共施設マネジメント実行計画」（平成28年2月策定）の基本方針に沿って昨年12月策定した「公の施設に係る受益と負担のあり方」に基づき、公の施設の使用料等を改定するため、関係規定を改めるもの。

2 改正内容

北九州市門司麦酒煉瓦館の市民ギャラリーの利用時間及び利用料金を見直すもの。

区分	現行使用料		改定案		
	9時～17時	17時～22時	9時～12時	12時～17時	17時～22時
市民ギャラリー	600円	600円	220円	380円	600円

(注) 改定案は、従来の料金を時間単位で按分した。

3 施行期日

平成31年4月1日

4 その他 【議案対象外：高齢者減免の見直しは条例改正を伴わないため】

年長者施設利用証（65歳以上に交付）による減免の見直し（10割減免で無料となっている施設については3割負担とする）については、使用料改定の施行期日（平成31年4月1日）に合わせて行う予定。

(単位：円)

施設名	料金区分	【参考】 一般料金 改定案	減免後 料金 (7割減免)	備考
門司麦酒煉瓦館	観覧料	※100	30	

(注) 料金改定は行わない予定